

通所介護重要事項説明書
 < 令和 6年 4月 1日 現在 >

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-38-6344 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 生活相談員 玉城 満成

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. みづほの里デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	みづほの里デイサービスセンター		
所在地	群馬県太田市牛沢町155-1		
介護保険指定番号	通所介護	(指定番号:群馬県1070500382)	
サービスを提供する対象地域 *	太田市		

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同センターの職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	(社福)施設長	1名(1)	名()	特養施設長兼務	1名(1)
生活相談員	社会福祉主事	1名(1)	名()	介護員兼務(0名)	0名()
機能訓練指導員	理学療法士	1名(1)	名()	看護師・准看護師兼務	1名()
事務職員		1名()	名()	特養事務員兼務	1名()
管理栄養士	管理栄養士	1名()	名()	特養管理栄養士兼務	1名()
介護・ 看護 職員	看護師	1名()	名()	機能訓練・介護員兼務	0名()
	准看護師	0名()	1名()	機能訓練・介護員兼務	1名()
	介護福祉士	8名()	1名()	生活相談員兼務	2名()
	社会福祉主事	1名()	名()	介護員訪問入浴兼務	3名(1)
	ヘルパー 1～2級修了者	名()	名()	看護師訪問入浴兼務	0名()
	3級修了者	名()	名()		名()
	その他	名()	1名()		名()

()内は男性再掲

(3) 同センターの設備の概要

定員	40名	静養室	1室 3床
食堂兼機能訓練室	1室 171.25㎡	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽, リフト浴槽があります。		
		送迎車	7台

(4) 営業時間

月～土	午前8:30～午後5:30
日	定休日
* 12月31日から1月3日は休業	

※ 時間外、休日、夜間の連絡先(特別養護老人ホーム みづほの里 0276-38-3200)

3. サービス内容

- ① 送迎 契約時にご相談した、時間・場所へ送迎します。
- ② 健康管理 体温や血圧などの状態をチェックいたします。
- ③ 食事 食べやすい形態をお選びいただけます。
普通食・お粥・おにぎり・きざみ・ミキサー、など
糖尿病食・減塩食なども、ご相談下さい。
- ④ 入浴 お体の状態にあった浴槽で、入浴していただきます。
入浴前に体調のチェックをします。
- ⑤ 排泄介助 必要な介助を行います。
- ⑥ 機能訓練 通所介護計画に沿ったリハビリをおこないます。
- ⑦ 生活相談 利用者の生活全般に関わるご相談に応じます。
- ⑧ レクリエーション 等

4. 料金

(1) 利用料金

○基本料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

[施設等の区分：通常規模型事業所]

契約時間 介護区分	介護保険適用時の1日あたりの利用単位数			
	7時間～8時間			
	利用単位	自己負担額(1割負担)	自己負担額(2割負担)	自己負担額(3割負担)
要介護度1	658	658	1316	1974
要介護度2	777	777	1554	2331
要介護度3	900	900	1800	2700
要介護度4	1023	1023	2046	3069
要介護度5	1148	1148	2296	3444

*利用者の都合によりサービスの途中で帰られた場合、サービス提供票どおりの料金をいただきます。

*上記の契約時間以外に、3時間～4時間、4時間～5時間、5時間～6時間、8時間～9時間のサービス時間もあります

○同一建物に対する減算 1日につき94単位を所定単位数から減算

*事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から当該事業所に通い通所介護サービスを利用する者であること。

*傷病等により、一時的に送迎が必要な利用者、その他やむを得ず送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行う場合は減算を行わないこと。

*送迎を行わない場合は、減算があります。片道に付減算の対象となります。片道47単位

○サービス料金(加算)

① 入浴介助加算 (Ⅰ)1回あたり 40単位 (Ⅱ)1回あたり 55単位

② 栄養アセスメント加算 1か月あたり 50単位

③ 栄養改善加算 1か月あたり 200単位

④ 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ)1回あたり 20単位 (Ⅱ)1回あたり 5単位

⑤ 口腔機能向上加算 (Ⅰ)1回あたり 150単位 (Ⅱ)1回あたり 160単位

⑥ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)1回あたり 22単位 (Ⅱ)1回あたり 18単位 (Ⅲ)1回あたり 6単位

※(Ⅰ)介護福祉士資格者が70%以上若しくは、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置。

※(Ⅱ)介護福祉士資格者が50%以上配置。

※(Ⅲ)介護福祉士資格者が40%以上若しくは、勤続7年以上の介護福祉士が30%以上配置。

⑦ 介護職員等処遇改善加 (Ⅰ)所定単位数の9.2%加算

※⑦の加算につきましては6月より変更になります。

⑧ 個別機能訓練加算 (Ⅰ)イ 1回あたり56単位 (Ⅰ)ロ 1回あたり76単位 (Ⅱ)1か月あたり20単位

⑨ 認知症加算 1回あたり60単位 個別機能訓練加算Ⅱ 1回あたり 56単位

⑩ 中重度ケア体制加算 1回あたり45単位

⑫ 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)1か月あたり100単位 (Ⅱ)1か月あたり200単位

⑬ ADL維持等加算 (Ⅰ)1か月あたり30単位 (Ⅱ)1か月あたり60単位

⑭ 科学的介護推進体制加算 1か月あたり40単位

- ⑮ 地域区分単価 太田市は「7級地」となり、1単位の単価は10.14円となります。
太田市は「7級地」となり、1単位の単価は10.14円となります。
*上記⑥、⑦、⑧については、区分支給限度基準額の査定対象から除外されます。

○ その他

- ① 食事提供費 1食あたり 680円です。(おやつ代含む)
② 特別食事代 自己負担です。
③ 介護用品代 おむつ代100円・リハビリパンツ代80円
④ その他 レクリエーション・行事等にかかる費用等は、自己負担となる場合があります。
⑤ キャンセル料 利用日前日までに申し出がなかった場合は、キャンセル料として基本料金(自己負担相当額)と食事提供費の50%をお支払いいただきます。ただし体調不良など正当な理由がある場合にはキャンセル料はいただきません。

(2) 社会福祉法人による減額

当法人は、社会福祉法人による利用者負担減免申出を行っておりますので、該当する利用者は『社会福祉法人等利用者負担減免確認証』を提出して下さい。

(3) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止(お休み)する場合、原則としていただきません。
※ なるべくお早めに、ご連絡下さい。

(4) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、月末までに利用料支払窓口等でお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。
通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 次の場合はご連絡下さい。

- ・お客様のご都合でサービスを終了するとき(この場合、7日前までにお申し出下さい。)
- ・お客様が介護保険施設に入所したとき
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援状態もしくは非該当と認定されたとき
※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様がお亡くなりになったとき

② 当センターの都合でサービスを終了する場合

- ・人員不足等のやむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

6. 当センターのデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当デイサービスセンターは、介護保険法ならびに老人福祉法の理念に基づき、支援や介護を必要とする在宅高齢者の方々が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように有効適切な支援をすることを基本方針として、各種の通所介護サービスを提供いたします。特に、介護保険給付対象サービスに限らず保険対象外サービスについても利用者やその家族等のニーズに対応した幅広いサービスの提供に努め、ご家族の身体的、精神的な介護負担の軽減に寄与いたします。「やさしさと思いやり」を介護理念として、サービスの質的向上のため全職員一丸となって取り組み、より良い介護サービスの提供に最善をつくします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
時間延長の可否	無	
従業員への研修の実施	有	年1回 以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の連絡 ご都合により送迎時間を変更する場合は、当日午前8:30までにご連絡ください。
- ・体調不良等によるサービスの中止・変更 当日午前8:30までにご連絡ください。
- ・食事のキャンセル 当日サービス利用開始時にお申し出ください。
- ・時間変更 ご契約の時間を超えてご利用いただく場合は、別途料金をいただきます。
- ・設備、器具の利用 本来の用途に従って自由にご利用いただけます。

7. 事故発生時、緊急時の対応方法

(1) 事故発生時の対応方法について

当事業所はサービス提供中に利用者に事故が発生した場合は、県及び市町村、当該利用者に必要な措置を行うと共に、家族、居宅介護支援事業所等へ連絡を行うなど必要な措置を行います。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(2) 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8.虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待防止のために、必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (2) 苦情解決体制を整備しております。

9.身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶと考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意し必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時・時間・理由及び様態について記録を行います。また事業所として、身体拘束廃止の取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10.業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

11.秘密保持について

- (1) 事業所及びサービス従事者は、通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者または、その家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等に関する情報を提供できるものとします。
- (3) 事業者は、利用者に関する情報を提供する際には、特別な場合を除いて本書をもって同意を得たものとして、利用者または利用者の家族の個人情報を用いることができるものとします。

12. 非常災害対策

- | | | |
|---------|-------|---|
| ・防災時の対応 | | 別に定める防災応急計画に基づき自衛消防組織及び地域防災協力員により初動対応を行います。 |
| ・防災設備 | | 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報設備・その他 |
| ・防災訓練 | | 総合訓練(夜間想定を含む)は10月・3月、部分訓練は随時実施します。 |
| ・防火管理者 | | 特別養護老人ホームみづほの里 生活相談員 山口 里始 |

13. 苦情の受付について

(1) 苦情受付

当事業所に対する苦情やご苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

管 理 者 穂積 照雄 電話 0276-38-6344

生活相談員 玉城 満成

○受付時間 毎週月曜日 ～ 金曜日

8時30分 ～ 17時30分

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

○太田市役所介護サービス課

所 在 地 群馬県太田市浜町2-35

電話番号 0276-47-1856

FAX番号 0276-47-1889

受付時間 8時30分 ～ 17時30分

○群馬県国民健康保険団体連合会介護保険課 苦情処理相談窓口

所 在 地 群馬県前橋市元総社町335-8

電話番号 027-290-1323

FAX番号 027-255-5077

受付時間 8時30分 ～ 17時30分

サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービス内容や課題等について、第三者の視点から評価の有無。

実施状況	無	

14. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 同仁会
代表者役職・氏名	理事長 穂積照雄
本社所在地・電話番号	群馬県太田市八幡町27-7 電話0276-55-3500
定款の目的に定めた事業	1、救護施設 太陽の家 設置経営 2、特別養護老人ホーム 鶴生田園 設置経営 3、特別養護老人ホーム 大泉園 設置経営 4、特別養護老人ホーム みづほの里 設置経営 5、特別養護老人ホーム ゆう愛 設置経営 6、特別養護老人ホーム ささらこの里 設置経営 7、ケアハウス たかちほ 設置経営 8、太田市養護老人ホーム 受託経営 9、サービス付き高齢者住宅ぐるっぺ絆 設置経営 その他これに付随する業務
その他の事業所数	短期入所生活介護専用施設(2カ所) ショートステイ愛 ショートステイ八幡 居宅介護支援 (5カ所) 鶴生田園居宅介護支援事業所 大泉園居宅介護支援事業所 みづほの里居宅介護支援事業所 在宅介護支援事業所 ぐるっぺ ゆう愛居宅介護支援事業所 太田市地域包括支援センター(受託)1ヶ所 強戸・毛里田地域包括支援センター 通所介護 (6カ所) (デイサービスセンター) ゆう愛デイサービスセンター 大泉園デイサービスセンター みづほの里デイサービスセンター 西小泉デイサービスセンター愛 デイサービスセンター ぐるっぺ デイサービスセンター 八幡 認知症対応型通所介護(デイサービスセンター)1ヶ所 デイサービスセンターnico 訪問介護 (出張所3カ所) (ホームヘルプサービス) みづほの里ホームヘルパーステーション 鶴生田園出張所 大泉園出張所 西小泉出張所 ヘルパーステーションぐるっぺ 小規模多機能型居宅介護 小規模多機能ホームゆう愛 訪問入浴 みづほの里訪問入浴介護事業所 みづほの里障害者相談支援事業所 サービス付き高齢者住宅 ぐるっぺ絆 訪問看護 みづほの里訪問看護ステーション 診療所(1カ所) 八幡クリニック 認可外保育施設(1カ所)

15. その他

介護サービス情報の公開

介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより、利用時の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出下さい。

なお、下記のホームページでご覧いただけます。

《 群馬県介護サービス情報の公表URL 》

<http://www.kaigo-joho.pref.gunma.jp>

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 群馬県太田市牛沢町155-1
名称 みづほの里デイサービスセンター 印

説明者 所属

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け、内容について同意し、重要事項の交付を受けました。

利用者 住所

代筆者 氏名 印
氏名 (続柄)

身元引受人 住所
(代理人)

氏名 印

**介護予防・日常生活支援総合事業
第一号通所事業契約別紙（兼重要事項説明書）②**

あなた（利用者）に対するサービス開始にあたり、当時業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人の概要）

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 同仁会
主たる事務所の所在地	〒373-0056 群馬県太田市八幡町 27-7
代表者（職名・氏名）	理事長 穂積照雄
設立年月日	昭和52年12月6日
電話番号	0276-55-3500

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	みづほの里デイサービスセンター	
サービスの種類	介護予防通所介護相当サービス	
事業所の所在地	〒373-0833 群馬県太田市牛沢町 155-1	
電話番号	0276-38-6344	
指定年月日・事業所番号	平成26年4月1日	1070500382
実施単位・利用定員	1単位	定員 40人
通常の事業の実施地域	太田市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第一号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

月～土曜日	午前8：30～午後5：30
日曜日	定休日
*12月31日から1月3日は休業	

6. 事業所の職員体制

職 種	常勤	非常勤	業務内容
管理者（他事業所兼務）	1名		特養施設長兼務・業務の一元的管理
生活相談員 （介護職員兼務）	3名 (2名)		生活相談及び介護兼務
看護職員 （機能訓練指導員兼務）	2名 (2名)		看護介護職員 日常動作、機能訓練等
介護職員 （介護福祉士・相談員兼務） （ヘルパー） （その他）	10名 8名 0名 2名		介護業務全般
理学療法士	1名		
マッサージ師	0名		
管理栄養士（他事業所兼務）	1名		食事栄養管理等
調理員	1名		調理業務
事務員	1名		一般事務

7. 事業所の設備の概要

定員	40名	静養室	1室 2床
食堂兼機能訓練室	1室	相談室	1室(兼用)
浴室	一般浴槽・リフト浴槽	送迎車	7台
	特殊浴槽(併設事業所に設置)		

8. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及び管理責任者（管理者）は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 玉城 満成
管理責任者の氏名	管 理 者 穂積 照雄

9. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

太田市の地域区分は「7級地」となり、1単位の単価は10.14円となります。

利用料金につきまして、その月に利用した単位数の合計に10.14円を乗じた金額となります。

※地域区分は、人件費の地域差を調整するための区分であり、国家公務員の地域手当の地域割りに準拠しております。

(1) 第一号通所事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料

【基本料金】

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で求める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

介護区分	一月あたり		
	単位数	自己負担額 (1割負担の場合)	自己負担額 (2割負担の場合)
要支援1・事業者対象	1, 798 単位	1, 798 円	3, 596 円
要支援2・事業者対象	3, 621 単位	3, 621 円	7, 242 円

※送迎、入浴代は、基本料金に含まれております。

※基本料金は1月あたりの利用料金となり、月1回の利用でも上記負担金となります。

【加算料金】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

サービス内容	一月あたり		
	単位数	自己負担額 (1割負担)	自己負担額 (2割負担)
① 生活機能向上グループ活動加算	100 単位	100 円	200 円
② サービス提供体制強化加算 (I)	要支援1・事業者対象者	88 単位	88 円
	要支援2・事業者対象者	176 単位	176 円
③ サービス提供体制強化加算 (II)	要支援1・事業者対象者	72 単位	72 円
	要支援2・事業者対象者	144 単位	144 円
④ サービス提供体制強化加算 (III)	要支援1・事業者対象者	48 単位	24 円
	要支援2・事業者対象者	96 単位	48 円
⑤ 若年性認知症受入加算	240 単位	240 円	480 円
⑥ 栄養改善加算	200 単位	200 円	400 円

⑦ 栄養アセスメント加算	50 単位	50 円	100 円
⑧ 口腔機能向上加算 I	150 単位	150 円	300 円
⑨ 口腔機能向上加算 II	160 単位	160 円	320 円
⑩ 科学的介護推進体制加算	40 単位	40 円	80 円
⑪ 一体的サービス提供加算	480 単位	480 円	960 円
⑫ 口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20 単位	20 円	40 円
⑬ 口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5 単位	5 円	10 円
⑭ 介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の 92/1000		

※②介護福祉士資格者が 70%以上若しくは、勤続 10 年以上の介護福祉士が 25%以上配置

※③介護福祉士資格者が 50%以上配置

※④介護福祉士資格者が 40%以上若しくは、勤続 7 年以上の介護福祉士が 30%以上配置

※⑭当事業所は、介護職員の処遇改善を図るための要件を満たし、届け出を行っております。またサービス提供体制強化加算は支給限度基準額の算定には含みません。

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件		減算額		
			基本利用料	自己負担額 (1 割負担)	自己負担額 (2 割負担)
利用者の数が利用者定員を超える場合 又は看護・介護職員の員数が基準に満たない場合		要支援 1・事業対象者	12, 850 円	1, 285 円	2, 570 円
		要支援 2・事業対象者	25, 879 円	2, 587 円	5, 174 円
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合		要支援 1・事業対象者	12, 850 円	1, 285 円	2, 570 円
		要支援 2・事業対象者	25, 879 円	2, 587 円	5, 174 円
同一建物減算			- 94 単位 又は - 376 単位		

事業所が送迎を行わない場合（片道につき）			-47 単位		
----------------------	--	--	--------	--	--

(2) その他の費用

食事提供費	1食あたり680円です。(おやつ代含む)
介護用品代	おむつ代 100円・リハビリパンツ80円
その他	本人が出前等を希望したときの食事については自己負担です。
	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回りの品など）について、費用の実費をいただきます。

(3) 社会福祉法人による減額

当法人は、社会福祉法人による利用者負担減免申出を行っておりますので、該当する利用者は「社会福祉法人等利用者負担減免確認証」を提出して下さい。

(4) キャンセル料

利用日前日までに申し出がなかった場合は、キャンセル料として食事提供費の50%をお支払いいただきます。ただし体調不良などの正当な理由がある場合にはキャンセル料はいただきません。

(5) 支払い方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、月末までに事務所窓口等でお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行します。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記的主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名（利用者との続柄）	()
	住所	
	電話番号	

1 1. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 2. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0 2 7 6 - 3 8 - 6 3 4 4
	面談場所	当事務所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	電話番号	0 2 7 6 - 4 7 - 1 9 3 9
	場 所	太田市役所（長寿あんしん課）
	電話番号	0 2 7 - 2 9 0 - 1 3 2 3
	場 所	群馬県国民健康保険団体連合会

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスをご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容態の急変などによりサービスが利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所又は担当の地域包括支援センター等の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事業者	住所	群馬県太田市八幡町 27-7	
	事業者	社会福祉法人 同仁会	
	代表者	理事長 穂積 照雄	
	事業所名	みづほの里デイサービスセンター (指定番号：1070500382)	
		施設長 穂積 照雄	印
	説明者	職	
		氏名	印

私は、事業者より上記の重要事項の説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所		
	氏名		印
署名代行者	(又は法定代理人)		
	住所		
	本人との続柄		
	氏名		印
立会人	住所		
	氏名		印

障害福祉サービス(基準該当生活介護)重要事項説明書

＜ 令和 3 年 2 月 1 日 現在 ＞

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-38-6344 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 生活相談員 間々田 一幸

* ご不明な点はお気軽におたずね下さい。

2. みづほの里デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	みづほの里デイサービスセンター		
所在地	群馬県太田市牛沢町155-1		
事業所の種類	障害福祉サービス	事業所・平成18年10月1日指定	
サービスを提供する対象地域*	太田市		

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同センターの職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	(社福)施設長	1名(1)	0名()	特養施設長兼務	1名(1)
生活相談員	社会福祉主事	2名(1)	0名()	介護員兼務(1名)	2名(1)
機能訓練指導員	看護師	0名()	1名()	看護師・准看護師兼務	1名()
事務職員		1名()	0名()	特養事務員兼務	1名()
管理栄養士	管理栄養士	1名()	0名()	特養管理栄養士兼務	1名()
介護・看護職員	看護師	0名()	0名()	機能訓練・介護員兼務	0名()
	准看護師	0名()	1名()	機能訓練指導員兼務	1名()
	介護福祉士	6名()	1名()	生活相談員兼務	1名()
	社会福祉主事	2名()	名()	介護員訪問入浴兼務	2名(1)
	ヘルパー 1～2級修了者	名()	2名()	看護師訪問入浴兼務	1名()
	3級修了者	名()	名()		名()
	その他	1名()	4名()		名()

()内は男性再掲

(3) 同センターの設備の概要

定員	40名	静養室	1室 3床
食堂兼機能訓練室	1室 171.25㎡	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽, リフト浴槽があります。		
		送迎車	7台

(4) 営業時間

月～土	午前8:30～午後5:30
日	定休日
* 12月31日から1月3日は休業	

※ 時間外、休日、夜間の連絡先(特別養護老人ホーム みづほの里 0276-38-3200)

3. サービス内容

- ① 送迎 契約時にご相談した、時間・場所へ送迎します。
- ② 健康管理 体温や血圧などの状態をチェックいたします。
- ③ 食事 食べやすい形態をお選びいただけます。
普通食・お粥・おにぎり・きざみ・ミキサー、など
糖尿病食・減塩食なども、ご相談下さい。
- ④ 入浴 お体の状態にあつた浴槽で、入浴していただきます。
入浴前に体調のチェックをします。
- ⑤ 排泄介助 必要な介助を行います。
- ⑥ 機能訓練 個別支援計画に沿ったリハビリをおこないます。
- ⑦ 生活相談 利用者の生活全般に関わるご相談に応じます。
- ⑧ レクリエーション 等

4. 料金

(1) 利用料金

○ 基本料金

厚生労働大臣が定めた、利用者の障害程度に応じた報酬基準の単価設定に準じた額となります。

	1日あたりの利用料金	
	利用料金	自己負担額
基準該当生活介護	6,980円	698円

○ サービス料金（加算）

① 食事提供体制加算 1食あたり 300円

地域区分の見直しについて

これまで太田市は「その他」の地域区分で、1単位の単価が10円でした。

今回の改正により、太田市は「7級地」に変更となります。

平成25年度は1単位の単価が10.09円となります。

平成26年度は1単位の単価が10.14円となります。

平成30年度は1単位の単価が10.18円となります。

○ その他の料金

- ① 食材料費 1食あたり 300円です。(おやつ代含む)
- ② 特別食事代 自己負担です。
- ③ 介護用品代 おむつ代等自己負担です。
- ④ その他 レクリエーション・行事等にかかる費用等は、自己負担となる場合があります。

(2) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止(お休み)する場合、原則としていただきません。

※ なるべくお早めに、ご連絡下さい。

(3) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、月末までに利用料支払窓口等でお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。契約後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 次の場合はご連絡下さい。

- ・お客様のご都合でサービスを終了するとき(この場合、7日前までにお申し出下さい。)
- ・お客様がお亡くなりになったとき

② 当センターの都合でサービスを終了する場合

- ・人員不足等のやむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

6. 当デイサービスセンターの特徴等

(1) 運営の方針

当デイサービスセンターは、介護保険法・老人福祉法の理念及び関係法令に基づき、支援や介護を必要とする在宅高齢者の方々が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように有効適切な支援をすることを基本方針として、各種の障害福祉サービスを提供いたします。特に、特例介護給付費、特例訓練等給付費対象サービスに限らず給付費対象外サービスについても利用者やその家族等のニーズに対応した幅広いサービスの提供に努め、ご家族の身体的、精神的な介護負担の軽減に寄与いたします。「やさしさと思いやり」を介護理念として、サービスの質的向上のため全職員一丸となって取り組み、より良いサービスの提供に最善をつくします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
時間延長の可否	無	
従業員への研修の実施	有	年1回 以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の連絡 ご都合により送迎時間を変更する場合は、当日午前8:30までにご連絡ください。
- ・体調不良等によるサービスの中止・変更 当日午前8:30までにご連絡ください。
- ・食事のキャンセル 当日サービス利用開始時にお申し出ください。
- ・時間変更 ご契約の時間を超えてご利用いただく場合は、別途料金をいただきます。
- ・設備、器具の利用 本来の用途に従って自由にご利用いただけます。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. 非常災害対策

- ・防災時の対応 別に定める防災応急計画に基づき自衛消防組織及び地域防災協力員により初動対応を行います。
- ・防災設備 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報設備・その他
- ・防災訓練 総合訓練(夜間想定を含む)は10月・3月、部分訓練は随時実施します。
- ・防火管理者 特別養護老人ホームみづほの里介護職員 山口 里始

9. 苦情の受付について

(1) 苦情受付

当事業所に対する苦情やご苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

管 理 者 穂積 照雄 電話 0276-38-6344

生活相談員 加藤 易幸

○受付時間 毎週月曜日 ~ 金曜日

8時30分 ~ 17時30分

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

○太田市役所介護サービス課

所 在 地 群馬県太田市浜町2-35

電話番号 0276-47-1856

FAX番号 0276-47-1889

受付時間 8時30分 ~ 17時30分

○群馬県国民健康保険団体連合会介護保険課 苦情処理相談窓口

所 在 地 群馬県前橋市元総社町335-8

電話番号 027-290-1323

FAX番号 027-255-5077

受付時間 8時30分 ~ 17時30分

10. サービス内容に関する苦情

① 当センターご利用者相談・苦情担当

担 当 管 理 者 穂積 照雄 電話 0276-38-6344

生活相談員 間々田 一幸

当センター以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

11. 当法人の概要

名称・法人種別

代表者役職・氏名

本社所在地・電話番号

定款の目的に定めた事業

社会福祉法人 同仁会

理事長 穂積 照雄

群馬県太田市八幡町27-7 電話0276-55-3500

- 1、救護施設 太陽の家 設置経営
 - 2、特別養護老人ホーム 鶴生田園 設置経営
 - 3、特別養護老人ホーム 大泉園 設置経営
 - 4、特別養護老人ホーム みづほの里 設置経営
 - 5、特別養護老人ホーム ゆう愛 設置経営
 - 6、特別養護老人ホーム ささらこの里 設置経営
 - 7、ケアハウス たかはほ 設置経営
 - 8、太田市養護老人ホーム 受託経営
 - 9、サービス付き高齢者住宅ぐるっぺ絆 設置経営
- その他これに付随する業務

その他の事業所数

短期入所生活介護専用施設(2カ所)

ショートステイ愛

ショートステイ八幡

居宅介護支援

(5カ所)

鶴生田園居宅介護支援事業所

大泉園居宅介護支援事業所

みづほの里居宅介護支援事業所

西小泉居宅介護支援事業所愛

在宅介護支援事業所 ぐるっぺ

ゆう愛居宅介護支援事業所

太田市地域包括支援センター(受託)1ヶ所

強戸・毛里田地域包括支援センター

通所介護

(7カ所)

(デイサービスセンター)

鶴生田園デイサービスセンター

ゆう愛デイサービスセンター

大泉園デイサービスセンター

みづほの里デイサービスセンター

西小泉デイサービスセンター愛

デイサービスセンター ぐるっぺ

デイサービスセンター 八幡

認知症対応型通所介護(デイサービスセンター)1ヶ所

デイサービスセンターnico

訪問介護

(出張所3カ所)

(ホームヘルプサービス)

みづほの里ホームヘルパーステーション

鶴生田園出張所

大泉園出張所

西小泉出張所

ヘルパーステーションぐるっぺ

認知症対応型共同生活介護(1カ所)

グループホーム愛

小規模多機能型居宅介護 小規模多機能ホームゆう愛

訪問入浴 みづほの里訪問入浴介護事業所

みづほの里障害者相談支援事業所

サービス付き高齢者住宅 ぐるっぺ絆

訪問看護 みづほの里訪問看護ステーション

診療所(1カ所)

八幡クリニック

認可外保育施設(1カ所)

ささら子保育園

12. その他

介護サービス情報の公開

介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより、利用時の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出下さい。

なお、下記のホームページでご覧いただけます。

《 群馬県介護サービス情報の公表URL 》

<http://www.kaigo-joho.pref.gunma.jp>

令和 年 月 日

提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 群馬県太田市牛沢町155-1

名称 みづほの里デイサービスセンター 印

私は、契約書および本書面により、事業者から障害福祉サービスについての重要事項の説明を受け、了承しました。

利用者 住所

氏名 印

身元引受人 住所
(代理人)

氏名 印

通所介護重要事項説明書
 < 令和 6年 4月 1日 現在 >

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-38-6344 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 生活相談員 玉城 満成

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. みづほの里デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	みづほの里デイサービスセンター		
所在地	群馬県太田市牛沢町155-1		
介護保険指定番号	通所介護	(指定番号:群馬県1070500382)	
サービスを提供する対象地域 *	太田市		

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同センターの職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	(社福)施設長	1名(1)	名()	特養施設長兼務	1名(1)
生活相談員	社会福祉主事	1名(1)	名()	介護員兼務(0名)	0名()
機能訓練指導員	理学療法士	1名(1)	名()	看護師・准看護師兼務	1名()
事務職員		1名()	名()	特養事務員兼務	1名()
管理栄養士	管理栄養士	1名()	名()	特養管理栄養士兼務	1名()
介護・看護職員	看護師	1名()	名()	機能訓練・介護員兼務	0名()
	准看護師	0名()	1名()	機能訓練・介護員兼務	1名()
	介護福祉士	8名()	1名()	生活相談員兼務	2名()
	社会福祉主事	1名()	名()	介護員訪問入浴兼務	3名(1)
	ヘルパー 1～2級修了者	名()	名()	看護師訪問入浴兼務	0名()
	3級修了者	名()	名()		名()
	その他	名()	1名()		名()

()内は男性再掲

(3) 同センターの設備の概要

定員	40名	静養室	1室 3床
食堂兼機能訓練室	1室 171.25㎡	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽, リフト浴槽があります。		
		送迎車	7台

(4) 営業時間

月～土	午前8:30～午後5:30
日	定休日
* 12月31日から1月3日は休業	

※ 時間外、休日、夜間の連絡先(特別養護老人ホーム みづほの里 0276-38-3200)

3. サービス内容

- ① 送迎 契約時にご相談した、時間・場所へ送迎します。
- ② 健康管理 体温や血圧などの状態をチェックいたします。
- ③ 食事 食べやすい形態をお選びいただけます。
普通食・お粥・おにぎり・きざみ・ミキサー、など
糖尿病食・減塩食なども、ご相談下さい。
- ④ 入浴 お体の状態にあった浴槽で、入浴していただきます。
入浴前に体調のチェックをします。
- ⑤ 排泄介助 必要な介助を行います。
- ⑥ 機能訓練 通所介護計画に沿ったリハビリをおこないます。
- ⑦ 生活相談 利用者の生活全般に関わるご相談に応じます。
- ⑧ レクリエーション 等

4. 料金

(1) 利用料金

○基本料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

[施設等の区分：通常規模型事業所]

契約時間 介護区分	介護保険適用時の1日あたりの利用単位数			
	7時間～8時間			
	利用単位	自己負担額(1割負担)	自己負担額(2割負担)	自己負担額(3割負担)
要介護度1	658	658	1316	1974
要介護度2	777	777	1554	2331
要介護度3	900	900	1800	2700
要介護度4	1023	1023	2046	3069
要介護度5	1148	1148	2296	3444

*利用者の都合によりサービスの途中で帰られた場合、サービス提供票どおりの料金をいただきます。

*上記の契約時間以外に、3時間～4時間、4時間～5時間、5時間～6時間、8時間～9時間のサービス時間もあります。

○同一建物に対する減算 1日につき94単位を所定単位数から減算

*事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から当該事業所に通い通所介護サービスを利用する者であること。

*傷病等により、一時的に送迎が必要な利用者、その他やむを得ず送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行う場合は減算を行わないこと。

*送迎を行わない場合は、減算があります。片道に付減算の対象となります。片道47単位

○サービス料金(加算)

- ① 入浴介助加算 (Ⅰ)1回あたり 40単位 (Ⅱ)1回あたり 55単位
- ② 栄養アセスメント加算 1か月あたり 50単位
- ③ 栄養改善加算 1か月あたり 200単位
- ④ 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ)1回あたり 20単位 (Ⅱ)1回あたり 5単位
- ⑤ 口腔機能向上加算 (Ⅰ)1回あたり 150単位 (Ⅱ)1回あたり 160単位
- ⑥ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)1回あたり 22単位 (Ⅱ)1回あたり 18単位 (Ⅲ)1回あたり 6単位
※(Ⅰ)介護福祉士資格者が70%以上若しくは、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置。
※(Ⅱ)介護福祉士資格者が50%以上配置。
※(Ⅲ)介護福祉士資格者が40%以上若しくは、勤続7年以上の介護福祉士が30%以上配置。
- ⑦ 介護職員等処遇改善加 (Ⅰ)所定単位数の9.2%加算
※⑦の加算につきましては6月より変更になります。
- ⑧ 個別機能訓練加算 (Ⅰ)イ 1回あたり56単位 (Ⅰ)ロ 1回あたり76単位 (Ⅱ)1か月あたり20単位
- ⑨ 認知症加算 1回あたり60単位 個別機能訓練加算Ⅱ 1回あたり 56単位
- ⑩ 中重度ケア体制加算 1回あたり45単位
- ⑪ 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)1か月あたり100単位 (Ⅱ)1か月あたり200単位
- ⑫ ADL維持等加算 (Ⅰ)1か月あたり30単位 (Ⅱ)1か月あたり60単位
- ⑬ 科学的介護推進体制加算 1か月あたり40単位

- ⑮ 地域区分単価 太田市は「7級地」となり、1単位の単価は10.14円となります。
太田市は「7級地」となり、1単位の単価は10.14円となります。
*上記⑥、⑦、⑧については、区分支給限度基準額の査定対象から除外されます。

○ その他

- ① 食事提供費 1食あたり 680円です。(おやつ代含む)
② 特別食事代 自己負担です。
③ 介護用品代 おむつ代100円・リハビリパンツ代80円
④ その他 レクリエーション・行事等にかかる費用等は、自己負担となる場合があります。
⑤ キャンセル料 利用日前日までに申し出がなかった場合は、キャンセル料として基本料金(自己負担相当額)と食事提供費の50%をお支払いいただきます。ただし体調不良など正当な理由がある場合にはキャンセル料はいただきません。

(2) 社会福祉法人による減額

当法人は、社会福祉法人による利用者負担減免申出を行っておりますので、該当する利用者は『社会福祉法人等利用者負担減免確認証』を提出して下さい。

(3) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止(お休み)する場合、原則としていただきません。
※ なるべくお早めに、ご連絡下さい。

(4) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、月末までに利用料支払窓口等でお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。
通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 次の場合はご連絡下さい。

- ・お客様のご都合でサービスを終了するとき(この場合、7日前までにお申し出下さい。)
- ・お客様が介護保険施設に入所したとき
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援状態もしくは非該当と認定されたとき
※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様がお亡くなりになったとき

② 当センターの都合でサービスを終了する場合

- ・人員不足等のやむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

6. 当センターのデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当デイサービスセンターは、介護保険法ならびに老人福祉法の理念に基づき、支援や介護を必要とする在宅高齢者の方々が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように有効適切な支援をすることを基本方針として、各種の通所介護サービスを提供いたします。特に、介護保険給付対象サービスに限らず保険対象外サービスについても利用者やその家族等のニーズに対応した幅広いサービスの提供に努め、ご家族の身体的、精神的な介護負担の軽減に寄与いたします。「やさしさと思いやり」を介護理念として、サービスの質的向上のため全職員一丸となって取り組み、より良い介護サービスの提供に最善をつくします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
時間延長の可否	無	
従業員への研修の実施	有	年1回 以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の連絡 ご都合により送迎時間を変更する場合は、当日午前8:30までにご連絡ください。
- ・体調不良等によるサービスの中止・変更 当日午前8:30までにご連絡ください。
- ・食事のキャンセル 当日サービス利用開始時にお申し出ください。
- ・時間変更 ご契約の時間を超えてご利用いただく場合は、別途料金をいただきます。
- ・設備、器具の利用 本来の用途に従って自由にご利用いただけます。

7. 事故発生時、緊急時の対応方法

(1) 事故発生時の対応方法について

当事業所はサービス提供中に利用者には事故が発生した場合は、県及び市町村、当該利用者に必要な措置を行うと共に、家族、居宅介護支援事業所等へ連絡を行うなど必要な措置を行います。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(2) 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8.虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待防止のために、必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (2) 苦情解決体制を整備しております。

9.身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶと考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意し必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時・時間・理由及び様態について記録を行います。また事業所として、身体拘束廃止の取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10.業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

11.秘密保持について

- (1) 事業所及びサービス従事者は、通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者または、その家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等に関する情報を提供できるものとします。
- (3) 事業者は、利用者に関する情報を提供する際には、特別な場合を除いて本書をもって同意を得たものとして、利用者または利用者の家族の個人情報を用いることができるものとします。

12. 非常災害対策

- | | | |
|---------|-------|---|
| ・防災時の対応 | | 別に定める防災応急計画に基づき自衛消防組織及び地域防災協力員により初動対応を行います。 |
| ・防災設備 | | 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報設備・その他 |
| ・防災訓練 | | 総合訓練(夜間想定を含む)は10月・3月、部分訓練は随時実施します。 |
| ・防火管理者 | | 特別養護老人ホームみづほの里 生活相談員 山口 里始 |

13. 苦情の受付について

(1) 苦情受付

当事業所に対する苦情やご苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

管 理 者 穂積 照雄 電話 0276-38-6344

生活相談員 玉城 満成

○受付時間 毎週月曜日 ～ 金曜日

8時30分 ～ 17時30分

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

○太田市役所介護サービス課

所 在 地 群馬県太田市浜町2-35

電話番号 0276-47-1856

FAX番号 0276-47-1889

受付時間 8時30分 ～ 17時30分

○群馬県国民健康保険団体連合会介護保険課 苦情処理相談窓口

所 在 地 群馬県前橋市元総社町335-8

電話番号 027-290-1323

FAX番号 027-255-5077

受付時間 8時30分 ～ 17時30分

サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービス内容や課題等について、第三者の視点から評価の有無。

実施状況	無	

14. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 同仁会
代表者役職・氏名	理事長 穂積照雄
本社所在地・電話番号	群馬県太田市八幡町27-7 電話0276-55-3500
定款の目的に定めた事業	1、救護施設 太陽の家 設置経営 2、特別養護老人ホーム 鶴生田園 設置経営 3、特別養護老人ホーム 大泉園 設置経営 4、特別養護老人ホーム みづほの里 設置経営 5、特別養護老人ホーム ゆう愛 設置経営 6、特別養護老人ホーム ささらこの里 設置経営 7、ケアハウス たかちほ 設置経営 8、太田市養護老人ホーム 受託経営 9、サービス付き高齢者住宅ぐるっぺ絆 設置経営 その他これに付随する業務
その他の事業所数	短期入所生活介護専用施設(2カ所) ショートステイ愛 ショートステイ八幡 居宅介護支援 (5カ所) 鶴生田園居宅介護支援事業所 大泉園居宅介護支援事業所 みづほの里居宅介護支援事業所 在宅介護支援事業所 ぐるっぺ ゆう愛居宅介護支援事業所 太田市地域包括支援センター(受託)1ヶ所 強戸・毛里田地域包括支援センター 通所介護 (6カ所) (デイサービスセンター) ゆう愛デイサービスセンター 大泉園デイサービスセンター みづほの里デイサービスセンター 西小泉デイサービスセンター愛 デイサービスセンター ぐるっぺ デイサービスセンター 八幡 認知症対応型通所介護(デイサービスセンター)1ヶ所 デイサービスセンターnico 訪問介護 (出張所3カ所) (ホームヘルプサービス) みづほの里ホームヘルパーステーション 鶴生田園出張所 大泉園出張所 西小泉出張所 ヘルパーステーションぐるっぺ 小規模多機能型居宅介護 小規模多機能ホームゆう愛 訪問入浴 みづほの里訪問入浴介護事業所 みづほの里障害者相談支援事業所 サービス付き高齢者住宅 ぐるっぺ絆 訪問看護 みづほの里訪問看護ステーション 診療所(1カ所) 八幡クリニック 認可外保育施設(1カ所)

15. その他

介護サービス情報の公開

介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより、利用時の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出下さい。

なお、下記のホームページでご覧いただけます。

《 群馬県介護サービス情報の公表URL 》

<http://www.kaigo-joho.pref.gunma.jp>

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 群馬県太田市牛沢町155-1
名称 みづほの里デイサービスセンター 印

説明者 所属

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け、内容について同意し、重要事項の交付を受けました。

利用者 住所

代筆者 氏名 印
氏名 (続柄)

身元引受人 住所
(代理人)

氏名 印

**介護予防・日常生活支援総合事業
第一号通所事業契約別紙（兼重要事項説明書）②**

あなた（利用者）に対するサービス開始にあたり、当時業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人の概要）

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 同仁会
主たる事務所の所在地	〒373-0056 群馬県太田市八幡町 27-7
代表者（職名・氏名）	理事長 穂積照雄
設立年月日	昭和52年12月6日
電話番号	0276-55-3500

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	みづほの里デイサービスセンター	
サービスの種類	介護予防通所介護相当サービス	
事業所の所在地	〒373-0833 群馬県太田市牛沢町 155-1	
電話番号	0276-38-6344	
指定年月日・事業所番号	平成26年4月1日	1070500382
実施単位・利用定員	1単位	定員 40人
通常の事業の実施地域	太田市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第一号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

月～土曜日	午前8：30～午後5：30
日曜日	定休日
*12月31日から1月3日は休業	

6. 事業所の職員体制

職 種	常勤	非常勤	業務内容
管理者（他事業所兼務）	1名		特養施設長兼務・業務の一元的管理
生活相談員 （介護職員兼務）	3名 (2名)		生活相談及び介護兼務
看護職員 （機能訓練指導員兼務）	2名 (2名)		看護介護職員 日常動作、機能訓練等
介護職員 （介護福祉士・相談員兼務） （ヘルパー） （その他）	10名 8名 0名 2名		介護業務全般
理学療法士	1名		
マッサージ師	0名		
管理栄養士（他事業所兼務）	1名		食事栄養管理等
調理員	1名		調理業務
事務員	1名		一般事務

7. 事業所の設備の概要

定員	40名	静養室	1室 2床
食堂兼機能訓練室	1室	相談室	1室(兼用)
浴室	一般浴槽・リフト浴槽	送迎車	7台
	特殊浴槽(併設事業所に設置)		

8. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及び管理責任者（管理者）は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 玉城 満成
管理責任者の氏名	管 理 者 穂積 照雄

9. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

太田市の地域区分は「7級地」となり、1単位の単価は10.14円となります。

利用料金につきまして、その月に利用した単位数の合計に10.14円を乗じた金額となります。

※地域区分は、人件費の地域差を調整するための区分であり、国家公務員の地域手当の地域割りに準拠しております。

(1) 第一号通所事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料

【基本料金】

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で求める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

介護区分	一月あたり		
	単位数	自己負担額 (1割負担の場合)	自己負担額 (2割負担の場合)
要支援1・事業者対象	1, 798 単位	1, 798 円	3, 596 円
要支援2・事業者対象	3, 621 単位	3, 621 円	7, 242 円

※送迎、入浴代は、基本料金に含まれております。

※基本料金は1月あたりの利用料金となり、月1回の利用でも上記負担金となります。

【加算料金】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

サービス内容	一月あたり		
	単位数	自己負担額 (1割負担)	自己負担額 (2割負担)
① 生活機能向上グループ活動加算	100 単位	100 円	200 円
② サービス提供体制強化加算 (I)	要支援1・事業者対象者	88 単位	88 円
	要支援2・事業者対象者	176 単位	176 円
③ サービス提供体制強化加算 (II)	要支援1・事業者対象者	72 単位	72 円
	要支援2・事業者対象者	144 単位	144 円
④ サービス提供体制強化加算 (III)	要支援1・事業者対象者	48 単位	24 円
	要支援2・事業者対象者	96 単位	48 円
⑤ 若年性認知症受入加算	240 単位	240 円	480 円
⑥ 栄養改善加算	200 単位	200 円	400 円

⑦ 栄養アセスメント加算	50 単位	50 円	100 円
⑧ 口腔機能向上加算 I	150 単位	150 円	300 円
⑨ 口腔機能向上加算 II	160 単位	160 円	320 円
⑩ 科学的介護推進体制加算	40 単位	40 円	80 円
⑪ 一体的サービス提供加算	480 単位	480 円	960 円
⑫ 口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20 単位	20 円	40 円
⑬ 口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5 単位	5 円	10 円
⑭ 介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の 92/1000		

※②介護福祉士資格者が 70%以上若しくは、勤続 10 年以上の介護福祉士が 25%以上配置

※③介護福祉士資格者が 50%以上配置

※④介護福祉士資格者が 40%以上若しくは、勤続 7 年以上の介護福祉士が 30%以上配置

※⑭当事業所は、介護職員の処遇改善を図るための要件を満たし、届け出を行っております。またサービス提供体制強化加算は支給限度基準額の算定には含みません。

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件		減算額		
			基本利用料	自己負担額 (1 割負担)	自己負担額 (2 割負担)
利用者の数が利用者定員を超える場合 又は看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	要支援 1・事業対象者		12, 850 円	1, 285 円	2, 570 円
	要支援 2・事業対象者		25, 879 円	2, 587 円	5, 174 円
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合		要支援 1・事業対象者	12, 850 円	1, 285 円	2, 570 円
		要支援 2・事業対象者	25, 879 円	2, 587 円	5, 174 円
同一建物減算			- 94 単位 又は - 376 単位		

事業所が送迎を行わない場合（片道につき）			-47 単位		
----------------------	--	--	--------	--	--

(2) その他の費用

食事提供費	1食あたり680円です。(おやつ代含む)
介護用品代	おむつ代 100円・リハビリパンツ80円
その他	本人が出前等を希望したときの食事については自己負担です。
	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回りの品など）について、費用の実費をいただきます。

(3) 社会福祉法人による減額

当法人は、社会福祉法人による利用者負担減免申出を行っておりますので、該当する利用者は「社会福祉法人等利用者負担減免確認証」を提出して下さい。

(4) キャンセル料

利用日前日までに申し出がなかった場合は、キャンセル料として食事提供費の50%をお支払いいただきます。ただし体調不良などの正当な理由がある場合にはキャンセル料はいただきません。

(5) 支払い方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、月末までに事務所窓口等でお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行します。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記的主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名（利用者との続柄）	()
	住所	
	電話番号	

1 1. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 2. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0 2 7 6 - 3 8 - 6 3 4 4
	面談場所	当事務所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	電話番号	0 2 7 6 - 4 7 - 1 9 3 9
	場 所	太田市役所（長寿あんしん課）
	電話番号	0 2 7 - 2 9 0 - 1 3 2 3
	場 所	群馬県国民健康保険団体連合会

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスをご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容態の急変などによりサービスが利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所又は担当の地域包括支援センター等の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事業者	住所	群馬県太田市八幡町 27-7	
	事業者	社会福祉法人 同仁会	
	代表者	理事長 穂積 照雄	
	事業所名	みづほの里デイサービスセンター (指定番号：1070500382)	
		施設長 穂積 照雄	印
	説明者	職	
		氏名	印

私は、事業者より上記の重要事項の説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所		
	氏名		印
署名代行者	(又は法定代理人)		
	住所		
	本人との続柄		
	氏名		印
立会人	住所		
	氏名		印

障害福祉サービス(基準該当生活介護)重要事項説明書

＜ 令和 3 年 2 月 1 日 現在 ＞

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-38-6344 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 生活相談員 間々田 一幸

* ご不明な点はお気軽におたずね下さい。

2. みづほの里デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	みづほの里デイサービスセンター		
所在地	群馬県太田市牛沢町155-1		
事業所の種類	障害福祉サービス	事業所	平成18年10月1日指定
サービスを提供する対象地域*	太田市		

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同センターの職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	(社福)施設長	1名(1)	0名()	特養施設長兼務	1名(1)
生活相談員	社会福祉主事	2名(1)	0名()	介護員兼務(1名)	2名(1)
機能訓練指導員	看護師	0名()	1名()	看護師・准看護師兼務	1名()
事務職員		1名()	0名()	特養事務員兼務	1名()
管理栄養士	管理栄養士	1名()	0名()	特養管理栄養士兼務	1名()
介護・看護職員	看護師	0名()	0名()	機能訓練・介護員兼務	0名()
	准看護師	0名()	1名()	機能訓練指導員兼務	1名()
	介護福祉士	6名()	1名()	生活相談員兼務	1名()
	社会福祉主事	2名()	名()	介護員訪問入浴兼務	2名(1)
	ヘルパー 1～2級修了者	名()	2名()	看護師訪問入浴兼務	1名()
	3級修了者	名()	名()		名()
	その他	1名()	4名()		名()

()内は男性再掲

(3) 同センターの設備の概要

定員	40名	静養室	1室 3床
食堂兼機能訓練室	1室 171.25㎡	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽, リフト浴槽があります。		
		送迎車	7台

(4) 営業時間

月～土	午前8:30～午後5:30
日	定休日
* 12月31日から1月3日は休業	

※ 時間外、休日、夜間の連絡先(特別養護老人ホーム みづほの里 0276-38-3200)

3. サービス内容

- ① 送迎 契約時にご相談した、時間・場所へ送迎します。
- ② 健康管理 体温や血圧などの状態をチェックいたします。
- ③ 食事 食べやすい形態をお選びいただけます。
普通食・お粥・おにぎり・きざみ・ミキサー、など
糖尿病食・減塩食なども、ご相談下さい。
- ④ 入浴 お体の状態にあった浴槽で、入浴していただきます。
入浴前に体調のチェックをします。
- ⑤ 排泄介助 必要な介助を行います。
- ⑥ 機能訓練 個別支援計画に沿ったリハビリをおこないます。
- ⑦ 生活相談 利用者の生活全般に関わるご相談に応じます。
- ⑧ レクリエーション 等

4. 料金

(1) 利用料金

○ 基本料金

厚生労働大臣が定めた、利用者の障害程度に応じた報酬基準の単価設定に準じた額となります。

	1日あたりの利用料金	
	利用料金	自己負担額
基準該当生活介護	6,980円	698円

○ サービス料金（加算）

- ① 食事提供体制加算 1食あたり 300円

地域区分の見直しについて

これまで太田市は「その他」の地域区分で、1単位の単価が10円でした。

今回の改正により、太田市は「7級地」に変更となります。

平成25年度は1単位の単価が10.09円となります。

平成26年度は1単位の単価が10.14円となります。

平成30年度は1単位の単価が10.18円となります。

○ その他の料金

- ① 食材料費 1食あたり 300円です。(おやつ代含む)
- ② 特別食事代 自己負担です。
- ③ 介護用品代 おむつ代等自己負担です。
- ④ その他 レクリエーション・行事等にかかる費用等は、自己負担となる場合があります。

(2) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止(お休み)する場合、原則としていただきません。

※ なるべくお早めに、ご連絡下さい。

(3) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、月末までに利用料支払窓口等でお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。契約後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 次の場合はご連絡下さい。

- ・お客様のご都合でサービスを終了するとき(この場合、7日前までにお申し出下さい。)
- ・お客様がお亡くなりになったとき

②当センターの都合でサービスを終了する場合

- ・人員不足等のやむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

6. 当デイサービスセンターの特徴等

(1) 運営の方針

当デイサービスセンターは、介護保険法・老人福祉法の理念及び関係法令に基づき、支援や介護を必要とする在宅高齢者の方々が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように有効適切な支援をすることを基本方針として、各種の障害福祉サービスを提供いたします。特に、特例介護給付費、特例訓練等給付費対象サービスに限らず給付費対象外サービスについても利用者やその家族等のニーズに対応した幅広いサービスの提供に努め、ご家族の身体的、精神的な介護負担の軽減に寄与いたします。「やさしさと思いやり」を介護理念として、サービスの質的向上のため全職員一丸となって取り組み、より良いサービスの提供に最善をつくします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
時間延長の可否	無	
従業員への研修の実施	有	年1回 以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の連絡 ご都合により送迎時間を変更する場合は、当日午前8:30までにご連絡ください。
- ・体調不良等によるサービスの中止・変更 当日午前8:30までにご連絡ください。
- ・食事のキャンセル 当日サービス利用開始時にお申し出ください。
- ・時間変更 ご契約の時間を超えてご利用いただく場合は、別途料金をいただきます。
- ・設備、器具の利用 本来の用途に従って自由にご利用いただけます。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. 非常災害対策

- ・防災時の対応 別に定める防災応急計画に基づき自衛消防組織及び地域防災協力員により初動対応を行います。
- ・防災設備 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報設備・その他
- ・防災訓練 総合訓練(夜間想定を含む)は10月・3月、部分訓練は随時実施します。
- ・防火管理者 特別養護老人ホームみづほの里介護職員 山口 里始

9. 苦情の受付について

(1) 苦情受付

当事業所に対する苦情やご苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

管 理 者 穂積 照雄 電話 0276-38-6344

生活相談員 加藤 易幸

○受付時間 毎週月曜日 ~ 金曜日
8時30分 ~ 17時30分

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

○太田市役所介護サービス課

所 在 地 群馬県太田市浜町2-35

電話番号 0276-47-1856

FAX番号 0276-47-1889

受付時間 8時30分 ~ 17時30分

○群馬県国民健康保険団体連合会介護保険課 苦情処理相談窓口

所 在 地 群馬県前橋市元総社町335-8

電話番号 027-290-1323

FAX番号 027-255-5077

受付時間 8時30分 ~ 17時30分

10. サービス内容に関する苦情

① 当センターご利用者相談・苦情担当

担 当 管 理 者 穂積 照雄 電話 0276-38-6344

生活相談員 間々田 一幸

当センター以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

11. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 同仁会
代表者役職・氏名	理事長 穂積 照雄
本社所在地・電話番号	群馬県太田市八幡町27-7 電話0276-55-3500
定款の目的に定めた事業	1、救護施設 太陽の家 設置経営 2、特別養護老人ホーム 鶴生田園 設置経営 3、特別養護老人ホーム 大泉園 設置経営 4、特別養護老人ホーム みづほの里 設置経営 5、特別養護老人ホーム ゆう愛 設置経営 6、特別養護老人ホーム ささらこの里 設置経営 7、ケアハウス たかはら 設置経営 8、太田市養護老人ホーム 受託経営 9、サービス付き高齢者住宅ぐるっぺ絆 設置経営 その他これに付随する業務
その他の事業所数	短期入所生活介護専用施設(2カ所) ショートステイ愛 ショートステイ八幡 居宅介護支援 (5カ所) 鶴生田園居宅介護支援事業所 大泉園居宅介護支援事業所 みづほの里居宅介護支援事業所 西小泉居宅介護支援事業所愛 在宅介護支援事業所 ぐるっぺ ゆう愛居宅介護支援事業所 太田市地域包括支援センター(受託)1ヶ所 強戸・毛里田地域包括支援センター 通所介護 (7カ所) (デイサービスセンター) 鶴生田園デイサービスセンター ゆう愛デイサービスセンター 大泉園デイサービスセンター みづほの里デイサービスセンター 西小泉デイサービスセンター愛 デイサービスセンター ぐるっぺ デイサービスセンター 八幡 認知症対応型通所介護(デイサービスセンター)1ヶ所 デイサービスセンターnico 訪問介護 (出張所3カ所) (ホームヘルプサービス) みづほの里ホームヘルパーステーション 鶴生田園出張所 大泉園出張所 西小泉出張所 ヘルパーステーションぐるっぺ 認知症対応型共同生活介護(1カ所) グループホーム愛 小規模多機能型居宅介護 小規模多機能ホームゆう愛 訪問入浴 みづほの里訪問入浴介護事業所 みづほの里障害者相談支援事業所 サービス付き高齢者住宅 ぐるっぺ絆 訪問看護 みづほの里訪問看護ステーション 診療所(1カ所) 八幡クリニック 認可外保育施設(1カ所) ささら子保育園

12. その他

介護サービス情報の公開

介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより、利用時の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出下さい。

なお、下記のホームページでご覧いただけます。

《 群馬県介護サービス情報の公表URL 》

<http://www.kaigo-joho.pref.gunma.jp>

令和 年 月 日

提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 群馬県太田市牛沢町155-1

名称 みづほの里デイサービスセンター 印

私は、契約書および本書面により、事業者から障害福祉サービスについての重要事項の説明を受け、了承しました。

利用者

住所

氏名

印

身元引受人
(代理人)

住所

氏名

印